

日米欧における リーニエンシー制度の概要と課題

A summary and problem of leniency policy system
in Japan, the United States and Europe

高 重迎

桐蔭横浜大学大学院法学研究科博士後期課程

2005年9月15日 受理

はじめに

事業者がカルテル行為を競争法規制当局に通報した場合、一定の条件を満たせば、当該事業者を刑事上または行政上の制裁を免除または軽減して違反行為の発見率を高める仕組みは「リーニエンシー制度」と呼ばれている。既に、アメリカ、カナダ、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、韓国、EU等においてはリーニエンシー制度が導入され、カルテル事件の摘発に大いに威力を發揮しているといわれている。日本も2005年独占禁止法改正によりこの制度を導入しようとしている。

主要国のリーニエンシー制度をみると、おおむね、一番目の申請者にのみ刑事上の免責を与えるアメリカ型と、複数の申請者に行政上の制裁金を減免するEUおよびEU諸国情（以下「EU型」という。）の2種類に分けることができる。

2006年から導入される日本の課徴金減免制度は、複数の申請者に課徴金を減免することではEU型に属するが、1番目の申請者にはさらに刑事告発も免除しようとする点でアメリカ型にも属している。つまり、日本はアメリカ型とEU型の両方を取り入れた折衷型となっている（以下、これを「日本型」という）。

そこで、本稿では、このタイプの異なる「アメリカ型」、「EU型」および「日本型」の3つのリーニエンシー制度を取り上げ、その内容を概観するとともに、リーニエンシー制度に係る適用要件などを比較し、リーニエンシー制度の効果と問題点等を検討することしたい。

一 アメリカのリーニエンシー制度

1 1978年当初のリーニエンシー制度

(1) リーニエンシー制度の定義

アメリカ反トラスト法にリーニエンシー制度が導入されたのは、1978年である。アメリカ司法省は、同年10月、リーニエンシー・プログラム（Corporate Leniency Programs）ないしアムネスティ・プログラム（Amnesty Programs）という方針を公表した^(注1)。このリーニエンシー・プログラムは、自ら反トラスト法違反行為に関与していることを反トラスト局に申告し、その後の当該反トラスト法違

Chongying Gao: Department of Law, Faculty of Law, Toin University of Yokohama, 1614 Kurogane, Aoba-ku, Yokohama 225-8502

反事件の捜査、起訴に協力した者に対しては、刑事訴追を免除することを基本とする制度である。

(2) 1978年リーニエンシー制度の内容

アメリカのリーニエンシー制度は、反トラスト法1条違反行為（カルテル）を司法省反トラスト局が捜査を開始する前に最初に申告した者に対し、刑事免責するものである^(注2)。事業者に違反行為の自己申告を奨励することによって、外部からは発見しにくいカルテル、入札談合の摘発しようとするものである^(注3)。

1978年のリーニエンシー制度は、以下の要件が具備されると適用されることになっていた^(注4)。

- ① 当該企業が関係している違法行為の情報を一番初めに申し出たこと。
- ② 企業がその違法行為を申し出た時点で、反トラスト局が他の情報源からその違法行為についての情報を入手していないこと。
- ③ その企業が当該違法行為を発見した際に、その活動への参加を停止するよう早急かつ効果的行動を探ったこと。
- ④ 企業が不正行為を率直にそして完全に報告し、捜査中は十分に、継続して、全面的に協力すること。
- ⑤ 不正行為の自供は真に企業の行為であり、各役員や職員個人の自供ではないこと。
- ⑥ 可能な限り企業は被害者に賠償すること。
- ⑦ 免責を与えて他の者に不公平でないこと。

なお、要件⑦については、当該違法行為の性質、当該企業の役割および企業の申し立て時期を当局が判断して免責を決定するとしており、申請者に対する現実に刑事訴追免除を認めるかという点において、反トラスト局側に裁量を与えていた^(注5)。

(3) 1978年リーニエンシー制度の問題点

前記のとおり、1978年のリーニエンシー制度は、以下のような問題点があった。

- ① 刑事免責の適用対象となるのは、「企業がその違法行為を申し出た時点で、反トラスト局が他の情報源からその違法行為についての情報を入手していないこと」が条件であったため、平均して年に1件くらいしか申請者がいなかった^(注6)ことである。「反トラスト局が知らない情報を提供して自ら違反行為者になるのは損だ」と事業者が考えて申請をためらうケースが少なくなかったのではないかと考えられる。
- ② 申請者に対する現実に刑事訴追免除を認めるかで、反トラスト局側に裁量を与えていたため、例えば、申請者が申告した時点において、反トラスト局が当該事件についてすでに捜査を開始しているかどうかが事業者には分からため刑事訴追を受けられるかどうかが分からず、これが申請を躊躇させるという問題があった^(注7)。

このように、1978年当初のリーニエンシー制度は問題点が多く有効に機能しなかった。

2 1993年のリーニエンシー制度

(1) 1993年リーニエンシー制度の改正点

アメリカ司法省は、前記1978年リーニエンシー制度の問題点を解消し、企業の自主的な通報と捜査への協力に対するインセンティブを高めるため、1993年8月、これを改正し、新たにリーニエンシー・ポリシー（Corporate Leniency Policy）^(注8)を公表した。

おもな改正点は、以下のとおりである。

- ① 捜査開始後であっても最初に通報した企業は、一定の条件を満たせば訴追の免除を受けることができるようとしたこと。
- ② 捜査開始前の訴追免除を受けた企業のすべての役員や従業員も訴追免除の対象とされたこと。
- ③ 反トラスト局の捜査開始前に、自動的に申請した最初の企業は自動的に訴追の免除を受けることができるようになったこと。

この②および③は、反トラスト局の裁量を少なくするための改正点である。

(2) 1993年リーニエンシー制度の内容

1993年に改定されたリーニエンシー制度には、捜査開始前に適用される6つの要件および捜査開始後に適用される7つの要件が存在する。

企業に対する免責方針は、捜査開始前の免責、捜査開始後の免責から成り立っている。まず、捜査開始前の免責制度は、次の6つの要件を具備すると、免責される仕組みになっている^(注9)。

- ア 企業がその違法行為を情報提供した時点で、反トラスト局が他の情報源からその違法行為についての情報を入手していないこと。
- イ その企業が当該違法行為を発見した際に、その活動への参加を停止するよう早急かつ効果的に行動を探ったこと。
- ウ 企業が不正行為を率直にそして完全に報告し、捜査中は十分に、継続して、全面的に協力すること。
- エ 不正行為の自供は真に企業の行為であり、各役員や職員個人の自供ではないこと。
- オ 可能な限り企業は被害者に賠償すること。
- カ 企業は他の者をこの違法行為に参加するよう強要したことなく、明らかにその行為のリーダー的存在でも首謀者でもないこと。

捜査開始後の申し立てであっても、次の7つの要件を具備すれば、免責する旨を定めている。

- ア 当該企業が関係している違法行為の情報を一番最初に申し出たこと。
- イ 企業が情報を持ち込んだとき、当局が当該企業の有罪を証明できる証拠を未だ入手していないこと。
- ウ その企業が当該違法行為を発見した際に、その活動への参加を停止するよう早急かつ効果的に行動を探ったこと。
- エ 企業が不正行為を率直にそして完全に報告し、捜査中は十分に、継続して、全面的に協力すること。
- オ 不正行為の自供は真に企業の行為であり、各役員や職員個人の自供ではないこと。
- カ 可能な限り企業は被害者に賠償すること。
- キ 免責を与えでも他の者に不公平でないこと、当該違法行為の性質、当該企業の役割および企業の申し立て時期を当局が判断して免責を決定する。

条件キの適用にあたり、企業がどの程度早期に申請したか、他の当事者に対し違法行為への参加を強制したか、または違法行為のリーダーまたは首謀者ではないことが明確であるかが第一に考慮される。反トラスト局が違法行為の捜査を開始する前に企業が申請すれば、条件キを満たす申請者の負担は軽くなる。反トラスト局が、有罪判決を得る見込みのある証拠の入手に近づけば近づくほど、条件キを満たす申請者の負担は重くなる^(注10)。

(3) 1993年リーニエンシー制度の解釈、運用

① 違反行為の停止

リーニエンシー制度の捜査開始前の条件イおよび捜査開始後の条件ウでは、「その企業が当該違法行為を発見した際に、その活動への参加を停止するよう早急かつ効果的に行動を探ったこと」を条件としている。他のカルテル参加者に違法行為を止めたことを連絡することはその活動への参加を停止させる1つの方法である^(注11)。リーニエンシー申請者は違法行為を反トラスト局に通報し、またカルテルへの参加を止めれば、十分である。

役員または取締役などが違法行為に参加している場合、企業はカルテル締結時点において違法行為を発見したことを理由として、リーニエンシーを申請することはできないという主張が存在する。この点に関して、反トラスト局は、取締役会あるいは社内または社外弁護士が違法行為について知らされた時点において、違法行為が発見されたと解釈する^(注12)。すべての取締役がカルテル参加者であるため取締役会に対し正式に通知がされていない場合、弁護士に知らせた時点において違法行為への自らの参加

を企業が停止させれば、リーニエンシー申請の条件は満たされたことになる。

② 指導者・首謀者

リーニエンシー制度の検査開始前の条件カでは、企業は他の者をこの違法行為に参加するよう強要したことなく、明らかにその行為のリーダー的存在でも首謀者でもないこと。なお、検査開始後の条件キでは、免責を与えて他の者に不公平でないこと、当該違法行為の性質、当該企業の役割および企業の申し立て時期を当局が判断して免責を決定すると規定している。条件キの適用に当たり、企業がどの程度早く申請したか、他の当事者に対し違法行為への参加を強制したか、または違法行為のリーダーまたは首謀者ではないことが明確であるかが第一に考慮される^(注13)。

指導者または首謀者が2社以上存在する場合、どの参加者がリーニエンシーを受けることができるかという問題が生じる。この点では、反トラスト局は指導者または首謀者が2社以上存在する場合には、いずれかの参加者もリーニエンシーを申請することができるとしている^(注14)。このようにして反トラスト局はより多くの申請者に対してリーニエンシー制度を利用可能にしようとしている。したがって、リーニエンシー制度を受けられない場合には、単独の指導者または首謀者の場合に限られている。

③ 決定的証拠

リーニエンシーを申請した企業は全面的かつ継続的に協力しなければならないが、カルテルの摘発を可能にする決定的な証拠を提供する義務はない^(注15)。リーニエンシー申請者の全面的かつ継続的協力がカルテルの摘発を可能としなくとも、それがカルテル摘発につながる決定的な証拠に導くケースがあるからである。実際、決定的な証拠を提供しなかったリーニエンシー申請者による全面的かつ継続的協力が重大なカルテルの摘発につながった事例は少なくない^(注16)。

④ 損害賠償

リーニエンシー制度は、可能な限り被害者に対して損害を賠償することを条件としている。損害賠償が可能でない場合としては、①会社が倒産し裁判所から支払いが禁止されている場合、②被害者が1社だけでそれが消滅している場合、③損害賠償をすると企業の存続が相当に危険になる場合^(注17)などが挙げられている。

アメリカにおいて、リーニエンシー制度申請者は、民事賠償訴訟において、①リーニエンシー申請者には損害賠償に対する戦略を立てる時間がある。つまり、リーニエンシー申請者は他のカルテル参加者が提訴される前に主要な顧客と現金以外の物の提供などにより有利な条件を被害者から引き出すことができる。②リーニエンシーを受けた企業が提訴されないため、当該企業は有罪を認めることもないし、また、有罪になることもない^(注18)。③2004年6月に、反トラスト法刑事罰強化及び改善法(Antitrust Criminal Penalty Enhancement and Reform Act of 2004)において、司法省との間でリーニエンシーの合意を行い、かつ、合意に従って司法省及び民事事件の原告に対して協力をすれば、刑事責任が免責されるだけでなく、民事責任における損害賠償責任も、被害者の損失額のみの賠償(1倍賠償)責任に限定される。また、これまで、カルテル事件など多数の共謀者が存在する事件では、各共謀者は、被害者に対して、連帶して損害賠償責任を負い、他の共謀者による損害も全額賠償しなければならなかつた。改正法では、リーニエンシー合意に従って協力をすれば、連帶責任も免除され、自己による損害のみを賠償すれば足りるものとされる^(注19)、などの利点を有している。

⑤ 企業としての行為

リーニエンシー制度の検査開始前の条件エおよび検査開始後の条件オでは、不正行為の自供は真に企業の行為であり、各役員や職員個人の自供ではないこと。検査開始前の条件ウおよび検査開始後の条件エでは、全面的かつ継続的に協力することを条件にしている。リーニエンシーの申請がまさに企業の組織行為であり、また企業が全面的かつ継続的に協力していると判断されるため、当該企業は反トラスト局の検査に協力することとなる法的および合理的なすべての措置を探らなければならない^(注20)。たとえ企業が1人または数人の協力を得ることができなくても、それはリーニエンシー制度申請を害するものではない。しかし、協力しない人数やその人の重要性あるいは協力を得るために企業が取った措置は、企業の協力が全面的かつ継続的であるかの判断に係る^(注21)。

⑥ マーカー制度の効能

リーニエンシーを申請した最初の企業にしかリーニエンシーは与えられない。一番手になるため、被告弁護人は反トラスト局へ歩いていくのではなく、駆けつけていくよう企業にアドバイスするようになった。実際、一番手になるのに企業の申請が数日または数時間遅かったケースがいくつか存在する^(注22)。したがって、企業の内部的調査の終了を待って、反トラスト局にリーニエンシーを申請することでは遅すぎる場合がある。そこでリーニエンシー申請者は、マーカー制度に基づいてマーカーを置き、一番手である地位を確保することができる。その場合、企業は内部的調査を終了させ、リーニエンシーの申請を完成させる合理的な時間が与えられることになる。リーニエンシー申請を完了するために企業に与えられる時間は状況に応じて異なる^(注23)。たとえば、捜査が開始されていない事件については企業が自らカルテルへの関与を通報し、マーカーを請求した場合、反トラスト局はその企業に対し内部的調査を終了させるため数週間の日時を与える可能性がある。他方、捜査開始後の事件については、企業が違反事実を通報しマーカーを請求した場合、当該企業はマーカーを受けられるにしても、申請を完了させるために数日しか与えられない可能性もある^(注24)。

マーカー制度は、違反行為発見後、直ちに違反行為を通報することの必要性を示している。マーカーを置いた企業が認められた時間内にリーニエンシー申請を完了しなければ、その企業は一番手の地位を失う。その結果、他の会社がリーニエンシーを申請することができる。

⑦ アムネスティ・プラス制度

反トラスト局は、アムネスティ・プラス制度を導入することによりカルテルが探知される可能性を高めた。当該制度の下では、二番手以降の企業は別の関連市場で行われている違法行為についてリーニエンシーを申請することができる。そうすると、当該企業は別の関連市場で行われている違法行為についてリーニエンシーを受けることができる^(注25)。さらに、当該企業は二番手以降の市場における違法行為について有罪答弁を行うと、別の関連市場での協力が考慮され量刑ガイドライン基準から罰金の大幅な減額を受けることができる。これがアムネスティ・プラスと呼ばれている。すなわち、企業はアムネスティ・プラス制度を利用することにより、罰金の大幅な減額を受けることができるため、別の事件の情報を提供するインセンティブが高まることになる^(注26)。司法省はアムネスティ・プラスによる申請を推奨している。

⑧ ペナルティ・プラス制度

リーニエンシーを申請するインセンティブを高めるため、反トラスト局はアムネスティ・プラス制度以外にペナルティ・プラス制度を設けている。当該制度の下では、企業がアムネスティ・プラスを利用し、カルテルを通報することができるにもかかわらず、通報しないことを選択すれば、反トラスト局は罰金額の増額を裁判所に求めることができる^(注27)。つまり、反トラスト局は企業が通報しなかったことを罰金額の計算において悪意要因として捉えることになる。この制度により、別の関連市場におけるカルテルを通報する企業のインセンティブが高まり、カルテルが摘発される可能性が高まった。

その結果、改定リーニエンシー制度の下では、申請件数が大幅に増加した^(注28)。

(4) 1993年リーニエンシーの適用対象

リーニエンシー制度は、違反行為を行った事業者および当該事業者の役員、従業員に対し、第1番目の通報者に対してのみ適用され、2番目以降の通報者は、アムネスティ・プラス制度を別とすれば、リーニエンシー制度を利用することができない。ただし、2番目以降の者は、有罪答弁を行った上で、捜査に協力することにより、量刑ガイドラインによる刑事罰の減額を受けることができる^(注29)。

3 1994年の個人に対する免責制度

1994年10月に、アメリカ司法省は、個人免責方針(Leniency policy for Individuals)^(注30)を公表した。個人に対する免責制度は、企業の申し出や自供に關係なく、当局がまだ入手していない反トラスト法違法行為の免責を求めて当局を訪れたすべての個人に適用される。免責されたのは、捜査開始前の情報提供であって、次の3つの要件を具備した場合である。

ア 個人がその違法行為を情報提供した時点で、反トラスト局が他の情報源からその違法行為につい

ての情報を入手していないこと。

- イ 個人が不正行為を率直にそして完全に報告し、捜査中は十分に、継続して、全面的に協力すること。
- ウ 個人は他の者をこの違法行為に参加するよう強要したことなく、明らかにその行為のリーダー的存在でも首謀者でもないこと。

個人の場合は、捜査開始後の情報提供に対する免責制度は設けていない。なお、違法行為の中心的な役割を果たしていた個人は免責の対象にはしない旨を定めている。アメリカにおいては、個人に対して実刑が科される事例が少なくないことから、個人に対する当該制度が利用される場合も多い^(注31)。

4 リーニエンシー制度の意義

リーニエンシー制度が有効に機能すると、以下の利益が実現できるといわれている^(注32)。

- ① リーニエンシー申請者の違法行為を阻止できる。
- ② リーニエンシー申請を通じて発見された違法行為による被害者の損害が賠償される。リーニエンシー制度は申請者に対し可能な限り被害者に損害を賠償するよう義務付けている。
- ③ リーニエンシー申請により得られた情報を通じて通報されていない他の企業や個人に対し刑事訴訟を提起することができる。
- ④ リーニエンシー制度が存在するため、カルテル参加企業が後に通報するリスクがカルテル締結に伴うため、一定のカルテル抑止力が働く。
- ⑤ リーニエンシー申請者に対し、反トラスト局は協力の一環として、反トラスト法遵守プログラムの改定を申請者に勧奨できる。

5 リーニエンシー制度の課題

リーニエンシー制度が有効に機能するためには、以下の3つの要素が必要といわれている^(注33)。

- ① カルテルに対し厳格な制裁が存在すること。
- ② 違反行為が探知される可能性が高いこと。
- ③ 競争当局が透明性を有し、申請者が協力後の取扱いを高い確実性をもって予想できること。

二 EUのリーニエンシー制度

1 リーニエンシー制度の導入

1996年に、EUは、事業者に対し、カルテル、入札談合など違反行為を自発的に申告することにより、制裁金の免除、減額が受けられるという制裁金減免制度、いわゆる欧州版リーニエンシー制度が導入された。その後、2002年には、その制度改革を行っていた。

2 1996年告示の制定

(1) 1996年リーニエンシー制度導入の経緯

アメリカが1993年にリーニエンシー制度を改正し、同制度の下で国際カルテルの摘発を相次いで進めているのをみて、EUでも、1994年に同様な制度導入の検討を始めた。加盟国と欧州議会の一部と産業界からの反対意見はあったが、以下のような理由からリーニエンシー制度導入は適当であるとの結論となった^(注34)。①EUの制裁金減免制度では、制裁金減免の要件があらかじめ詳細に明示され、違反行為者が自発的に申請すれば自動的に制裁金減免が受けられることから、EUの裁量権行使には十分な歯止めがかかっており、競争法運用における法的安定性は維持されうることが確信された。②悪質化、巧妙化するカルテル事件において、精密な立証の求められる欧州裁判所に事案が係属した場合に、その審理に耐えられるだけの証拠の収集が必須であり、リーニエンシー制度はこの要請に応えるものであることという理解があった。

(2) 1996年告示の内容

欧州委員会は、1996年に「カルテル事業者における制裁金の免除または減額に関する告示」(以下、「1996年告示」という。)を定めた。1996年告示^(注35)においては、制裁金の減免が、①全額免除また

は 75% 以上の減額、② 50% ~ 75% 以下の減額、③ 10% ~ 50% 以下の減額の 3 つに分かれ、それぞれの要件が定められている。

全額免除または 75% 以上の減額については、以下の要件が定められている。

ア 欧州委員会が決定により、関係事業者に対する審査に着手する前に、カルテルについて欧洲委員会に報告し、かつ、欧洲委員会がカルテルの存在を立証するに十分な情報を有していないこと。

イ カルテルの存在に関する決定的な証拠を最初に提示した事業者であること。

ウ 遅くともカルテルを明らかにした時点までに、違反行為への関与を取りやめること。

エ 欧州委員会に対し、カルテルについての関連するすべての情報ならびに入手可能なすべての文書および証拠を提出し、かつ、審査を通じて継続的かつ完全な協力を維持すること。

オ 他の事業者をカルテルに参加するよう強要する事がない、かつ、違反行為において、扇動者として行動したこと、決定的な役割を果たしたこともないこと。

50% ~ 75% 以下の減額については、上記のイからオまでの要件を満たし、かつ、欧洲委員会が決定によりカルテル当事者に対する審査に着手した後であって、当該審査によっては禁止決定に向けた手続を開始するに十分な根拠が得られなかった場合に、50% から 75% までの減額が認められている。

10% ~ 50% 以下の減額については、上記のアおよびイの要件を満たさない場合であっても減額が認められる場合である。以下のような場合を例示している。^(注36)

ア 異議告知書が送付される前に、欧洲委員会に対し、違反行為の存在の立証に実質的に資する情報、文書その他の証拠を提供する場合。

イ 異議告知書を受理した後に、欧洲委員会に対し、異議告知書における申立ての基礎となる事実について実質的に争わない旨を通知する場合。

以上のように、1996 年告示においては、制裁金の全額免除は欧洲委員会の審査開始前に情報提供した場合に限られており、また、文言上明確とはいえないいくつかの要件が課されていた。^(注37)

(3) 1996 年告示の目的、効果

リーニエンシー制度は、違反行為者からの情報提供が積極的になされ、競争法執行機関による違反行為の摘発がより容易になる。また、摘発の容易化は、違反行為の抑止効果を高めることになる。すなわち、リーニエンシー制度の存在は、情報を提供する者が現れるのかという疑心暗鬼を生じさせ、裏切られた時に受けける不利益を強く意識させる効果を生み出すのである。さらに、リーニエンシー制度の導入は企業のコンプライアンスの充実にも大きく寄与すること。^(注38)

(4) 1996 年告示の適用対象

リーニエンシー制度は、EC 条約 81 条に規定するカルテル、入札談合などの違反行為を行った事業者および事業者団体の構成事業者が対象とされている。また、リーニエンシー制度は、制裁金の減免という行政上の措置である。

(5) 1996 年告示の問題点

ア カルテル情報を早期に得ることが困難である

① 制裁金の減免を含め最終決定を行うのは欧洲委員会であり、事務方である競争総局はリーニエンシーの申請者に対し制裁金の減免に関する事前の確約をすることができないため、申請者は欧洲委員会が手続の最後に本当に制裁金を免除してくれるのかについての十分の保証を得られない。^(注39)

② 1996 年告示は、「最初に」、「決定的な」証拠を提供した者であることという要件を課しており、「最初に」および「決定的な」のいずれか 1 つでも要件を欠いた場合には、全額免除も 75% 以上の減額も受けられないことになる。また、75% から 100% という欧洲委員会の裁量の幅が存在することも、事業者を懐疑的にさせる要素の 1 つである。^(注40)

③ 1996 年告示は、違反行為において「決定的な役割」を果たした事業者は全額免除または 75% 以上の減額を受けられないとしている。これは、カルテルで重要な役割を果たしてきたと自覚している申請者に対するディスインセンティブとして働いている。^(注41)

イ 証拠の収集に限界がある

①上述のとおり、事業者が早期に情報を提供することに対する制度上のディスインセンティブが存在するため、自ずと情報提供は手続の遅い段階で行われるようになる。そのような場合には、情報が提供された時点においては、欧州委員会が審査に着手していることがすでに多くのカルテル参加者の知るところとなっており、証拠の隠滅が図られている可能性が高い^(注42)。

②制裁金の免除の可否または減額の程度について不確実性が存在するため、事業者はどのタイミングで申請を行うかを十分見極めた上で、場合によっては、欧州委員会がどのような証拠を有しているかを見極めた上で、そして、それ以上の証拠を提出しないよう慎重に取捨して申請することになる^(注43)。

3 2002年の新告示

(1) 2002年告示の公表

リーニエンシー制度をより効果的、魅力的なものとすべきとの観点から、欧州委員会は、2001年7月、新たなリーニエンシー制度の告示の原案を公表した。各方面の意見聴取を経て、2002年、より制裁金の全額免除を得やすくし、また、免除の可否や減額の程度についての予測可能性を高めた新しい「カルテル事件における制裁金の免除及び減額に関する委員会告示」(以下、2002年告示という)が定められ、同年2月に施行された。

(2) 2002年告示の内容

2002年告示は、制裁金の減免を全額免除と減額に分け、まず、以下の者に、免除が認められるとしている^(注44)。

欧州委員会が、立入検査等を実施する決定を行うに十分な証拠を有していない時点で、当該決定を可能にすると欧州委員会が考える証拠を最初に提出した事業者、または、欧州委員会が、EC条約第81条違反を認定するに十分な証拠を有しておらず、かつ、どの事業者にも制裁金の条件付き免除が認められない時点で、当該違反認定を可能にすると欧州委員会が考える証拠を最初に提供した事業者。

また、全額免除の資格を得るためにには、以下の条件が満たされなければならないとしている。

ア 事業者が、欧州委員会の行政手続を通じて、全面的、継続的かつ迅速に協力し、かつ、欧州委員会に対し、入手しているまたは入手可能な違反被疑行為に関するすべての証拠を提供する。とりわけ、関連する事実の立証に資する可能性のある欧州委員会の要求に対し、常に迅速に回答できることにしておくこと。

イ 事業者が、遅くとも証拠提出時点までに、違反被疑行為への関与を取り止めること。

ウ 事業者が、他の事業者を違反行為に参加するよう強要する行為を行っていないこと。

リーニエンシー申請事業者が競争総局に制裁金の全額免除を申請し、当該申請が上記の所定の要件を満たしていないことが明白だった場合は、直ちに、申請者には全額免除が受けられないことが告げられる。

リーニエンシー申請者が全額免除を受けられる可能性がある場合には、当該申請者は、その時点で入手可能なすべての証拠を直ちに欧州委員会に提供することもできるし、あるいは、まず仮の条件で証拠を提示することもできる。競争総局は、これらの申請者に対し、証拠提供またはリスト提示の日付を記した書面により申請を承認する。

欧州委員会は、直ちに証拠を提供した申請者に対し、要件が満たされていることを確認した上で、書面により条件付き全額免除を認める。また、欧州委員会は、証拠のリストを提示した申請者に対し、リストに記載されている証拠の性質・内容が所定の要件を満たしていることを確認した上で、その旨申請者に伝え、あらかじめ定めた期日までに証拠を開示させ、開示された証拠がリストに対応していることを確認した上で、書面により条件付き全額免除を認める。

リーニエンシー申請者が上記所定の要件に合致していなかった場合には、申請者は開示した証拠を取り下げ、または、減額を申請することができる。

減額については、上記全額免除の要件を満たさない事業者であっても、欧州委員会がすでに所有している証拠に関して著しい付加価値^(注45)を有する証拠を提供し、かつ、遅くとも証拠提供時点までに違反行為を取りやめる場合に、減額が認められるとしている。この場合には、要件を最初に満たした事業

者には30%～50%の減額、2番目に満たした事業者には20%～30%の減額、それ以降には20%までの減額が認められるとしている。

上記の減額幅における減額割合の決定に当たっては、証拠提出の時期、付加価値の程度、協力の程度と継続性が考慮される。さらに、事業者が、カルテルの重大性または実行期間に直接関係する証拠で、それまで欧州委員会が知らなかつた事実に関する証拠を提出した場合に、欧州委員会は、当該事業者の制裁金の算定に当たって、重大性・実行期間について考慮しないこととする^(注46)。

リーニエンシー申請者が制裁金の減額を申請して証拠を提出した場合に、競争総局から日付入りの書面の承認を受け取ることになる。提出された証拠が付加価値を有するものであるとの予備的な結論に至った場合に、欧州委員会は、遅くとも異議告知書送付の日までに、上記のいずれかの減額幅を特定して、制裁金を減額する意思があることを通知する。

三 日本のリーニエンシー制度

1 リーニエンシー制度の導入

2005年独占禁止法改正では、カルテル、入札談合等違反行為の発見を容易化、違反行為の抑止、事件処理の迅速化を図るため、違反行為を行つた事業者に対し、単独で違反行為に係る報告等を行い、調査開始時までに違反行為を取りやめている場合に、課徴金を免除・減額する、また免除対象となる事業者に告発も行わないという仕組み、いわゆる日本版リーニエンシー制度を新たに設けた^(注47)。

2 課徴金減免制度の内容^(注48)

(1) 課徴金納付命令対象事業者（不当な取引制限を行つた者に限る。以下同じ）が次の各号のいずれにも該当するときは、課徴金の納付を命じないこととする（7条の2第7項）。

① 公取委の調査開始前に、公取委規則で定めるところにより、単独で、最初に違反行為に係る事実の報告等を行つたとき。

② 公取委の調査開始前に、違反行為をやめていたとき。

(2) 課徴金納付命令対象事業者が次の各号のいずれにも該当するときは、課徴金の額を50%控除する（7条の2第8項）。

① 公取委の調査開始前に、公取委規則で定めるところにより、単独で、2番目に違反行為に係る事実の報告等を行つたとき。

② 公取委の調査開始前に、違反行為をやめていたとき。

(3) 課徴金納付命令対象事業者が次の各号のいずれにも該当するときは、課徴金の額を30%控除する（7条の2第8項）。

① 公取委の調査開始前に、公取委規則で定めるところにより、単独で、3番目に違反行為に係る事実の報告等を行つたとき。

② 公取委の調査開始前に、違反行為をやめていたとき。

(4) 課徴金納付命令対象事業者が次の各号のいずれにも該当するときは、課徴金の額を30%控除する。ただし、当該事業者数と上記（1）～（3）に該当する事業者数との合計数が3未満の場合に限り（7条の2第9項）。

① 公取委の調査開始後一定の期日（公取委規則で定める日）までに、公正取引委員会規則で定めるところにより、単独で、違反行為に係る報告等を行つたとき。

② 上記①の報告等を行つた以後、違反行為をやめているとき。

③ 違反行為に係る公取委が把握している事実以外のものの報告等を行つたとき。

(5) 公取委は、上記（1）、（2）、（3）または（4）に規定する報告等を受けたときは、当該事業者に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない（7条の2第10項）。

(6) 上記（1）から（4）のいずれかに該当する事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、上記（1）から（4）までの規定は適用しないこととする（7条の2第12項）。

- ① 報告等において、虚偽等があったとき。
- ② 求められた報告等の提出をせず、また、虚偽の報告等の提出をしたこと。
- ③ 他の事業者に対し、上記に規定する不当な取引制限をすることを強要し、または他の事業者が当該行為をやめることを妨害していたとき。

3 課徴金減免制度の適用

(1) 課徴金減免制度の適用対象

課徴金制度を受ける主体は、7条の2第1項各号に規定する不当な取引制限を行ったことに基づいて、課徴金を納付すべき事業者である。また、8条1項1号または2号違反を行った事業者団体の構成事業者にも適用される。減免を受けるための報告および資料の提出の主体も事業者でなければならない。

(2) 事実の報告および資料の提出

公取委規則で定めるところにより、単独で、当該違反行為に係る報告および資料の提出を行うことである（7条の2第7項ないし9項各1号）。

(3) 追加報告および資料の提出

公取委は、申請者に対して課徴金納付を命じない旨の通知をするまでの間で、「報告又は資料の提出を追加して求めることができる」（7条の2第11項）。

(4) 報告または資料に虚偽が含まれていないこと。

事業者が行った報告および資料に虚偽の内容が含まれていないこと、また、調査開始以降申請の場合には、報告および資料が公取委の把握している事実に係るものでないこと。

(5) 違反行為の中止

調査開始日前の申請の場合には、調査開始日の前日までに違反行為をやめていること（調査開始後において違反行為をしていないこと）、調査開始日以降申請の場合には、申請日の前日までに違反行為をやめていること（申請日以降において違反行為をしていないこと）が必要である。

(6) 強要^(注49)・中止の妨害がないこと

「当該事業者がした当該違反行為に係る事件において、当該事業者が他の事業者に対し第1項に規定する違反行為をすることを強要し、又は他の事業者が当該違反行為をやめることを妨害していた」事実があると、減免を受けることができない（7条の2第12項3号）。

4 課徴金減免制度利用の手続

課徴金減免制度を利用する場合には^(注50)、まず、公取委審査局の「課徴金減免管理官」に事前相談（相談は弁護士等であっても可能）を利用し、匿名であっても、利用を申し出た場合に想定される順位が知ることができる。

次に、「課徴金減免に関する報告書」（様式が決められており、公取委ホームページからダウンロード可能。）をファクシミリで公取委に提出する。報告書には、事業者名、違反行為の概要（詳細な記載をする必要がなく、社内調査等に基づき詳細な報告や資料の提出は後日でも可能）、および課徴金減免制度の利用を申し出る旨を記載する。報告書の送付はファクシミリに限定される。公取委が口頭による報告を必要とする特段の事情があると認めたときは、一部の報告事項について口頭による報告をもって代えることができる。報告等を受けたときは、当該事業者に対し報告書提出の順位、違反行為について具体的に記載した報告書および資料の提出期限を書面で通知する（7条の2第10項）。事業者は、期限内に資料等を公取委に持参するか、書留郵便やファクシミリにより提出する。

なお、減免制度の利用を申し出した事業者が、次の①～③のケースに該当する場合は、減免の資格が剥奪されることになる。すなわち、審査開始前か後かを問わず、①当該事業者が行った報告または提出した資料に虚偽の内容が含まれていた場合、②当該事業者が求められた資料を提出せず、または虚偽の内容若しくは資料の提出をした場合、③当該事業者が他の事業者に対し、違反行為をすることを強要し、または他の事業者が当該違反行為をやめることを妨害していた場合は、当該事業者は課徴金減免の資格が剥奪される（7条の2第12項）。この場合においては、次順位の者がその資格を引き継ぐことになる。

5 課徴金減免制度に即応する告発方針の改定

独占禁止法 96 条の 1 項は、「第 89 条から第 91 条までの罪は、公取委の告発を待って、これを論ずる」と規定して、独占禁止法上の犯罪について、専属告発の制度を採用しているところ、公取委は、2005 年 10 月 7 日、改正後の独占禁止法の適正な運用を図るために、1990 年 6 月公表した告発方針を改定し、次の「告発、犯則調査運用方針」を公表した^(注 51)。

(1) 告発に関する方針

- ア 一定の取引分野における競争を実質的に制限する価格カルテル、入札談合などその他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案
- イ 違反を反復して行っている事業者・業界、排除措置に従わない事業者等に係る違反行為のうち、公取委の行う行政処分によっては独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案について、積極的に刑事処分を求めて告発を行う方針である。

(2) ただし、

- ア 調査開始日前に最初に課徴金免除の申請をした事業者（虚偽の報告その他の独占禁止法第 7 条の 2 第 12 項各号に該当する事実がある場合を除く）、および
- イ 当該事業者の役員、従業員等であって、調査への対応等において、当該事業者と同様に評価すべき事情が認められる者

については、告発を行わない。

捜査開始前に、1 番目に事実の報告および資料の提出を行った事業者およびその役員、従業員については、公取委による告発の対象とされない。これは、法定されているわけではないが、公取委の方針として公表され、検察当局も、専属告発権限を有する公取委があえて刑事告発を行わなかったという事実を十分に考慮することになるから、実際に起訴される可能性はなくなると思われる。公取委が違反行為に対する行政措置を探るか、刑事告発するかの裁量権を持つ、リーニエンシー制度の実効性確保の観点から、告発の対象としない旨の方針も、専属告発制度の趣旨に沿ったものである^(注 52)。

6 課徴金減免制度導入のメリット

カルテル、入札談合の摘発には関係者の内部情報がきわめて重要である。密室で行われる「組織の行為」であるカルテル・入札談合等違反行為の特質性と個人の実行行為を特定することが不可欠であることによる刑事立証に要する膨大な費用・時間の要素が存在している^(注 53)。

課徴金減免制度の導入により、①他社に先駆けて公取委に情報を提供したほうが「得策」と考える事業者が増え、公取委にとって違反行為の発見率が高まることがある。②課徴金減免を受ける条件として、公取委に違反行為を報告するとともに事件審査に協力することが求められるから、公取委にとって事件審査の容易化・迅速化が図りうることである。③特定のカルテルを摘発することを可能にするだけではなく、「どうせ誰かがこの制度を利用して違反行為が露見する恐れがある」との疑心暗鬼をカルテル参加者に抱かせることにより、カルテル自体の活動を不安定にさせ、違反行為の抑止効果が期待される。④減免制度を利用するには社内調査等にかなりの時間を要するから、常に日頃コンプライアンスに努めている事業者が有利になり、その意味で独占禁止法に対するコンプライアンスを普及させる効果が期待できる、などのメリットがある。

四 日米欧のリーニエンシー制度の比較検討

1 リーニエンシー制度の概念

リーニエンシー制度は、事業者がカルテル行為を競争法の規制当局に通報した場合、一定の条件を満たせば、当該事業者を刑事上または行政上の制裁を免除又は軽減して、発見率を高める制度である。アメリカのリーニエンシー制度は、司法省反トラスト局の専属権限に属する刑事手続に関するものであり、ガイドラインで定める要件に該当すれば、申請者は自動的に免責される刑事上の制度である。EU のリーニエンシー制度は、制裁金減免が受けられるという行政上の措置である。日本のリーニエンシー制度は、EU と同じように、課徴金減免という行政上の措置である。なお、免除の対象となる事業者お

より事業者の役員、従業員について、告発を行わないという刑事上の免責も含まれている。これは、刑事罰と行政処分を共有している日本の法体系の現状に即応するためのものである。日本のリーニエンシー制度は、アメリカ型、EU型を総合して取り入れた制度である。

2 リーニエンシー制度の対象行為

アメリカ、EU、日本のリーニエンシー制度は、カルテル、入札談合などを対象としている点において、共通している。これは、カルテル、入札談合などは、市場における公正かつ自由な競争を制限するものとして、競争当局による厳格な取締り対象となっている。他方、カルテル、入札談合などは、秘密裏に行われることから、その発見は容易ではないため、リーニエンシー制度は、これに対応して、違反行為の発見率を高め、被疑行為を摘発に資するものである。

3 リーニエンシー制度の適用対象

アメリカのリーニエンシー制度は、事業者と個人に対して適用対象とされるに対し、EUは、事業者のみを対象にしている。日本のリーニエンシー制度は、基本的には、事業者である。事業者を対象とする点（および後述の複数の事業者が適用対象となる点）は、日本の課徴金減免制度とEUの制裁金減免制度とは共通している。ただし、日本では、公取委が公表した告発方針により、最初に申請した事業者の役員、従業員に対しては刑事訴追も行わないとしている点は、アメリカのリーニエンシー制度と同じである。

4 予見可能性

アメリカ、EU、日本では、リーニエンシー制度の適用要件が明確にされ、適用要件を満たせば、自動的に免責・減免される仕組みになっている。事業者に対して、免責・免除されるか否かを予測することが可能である。アメリカは、合意書を締結した上で、全面的な協力すれば、リーニエンシーを得ることになる。EU、日本では、透明性かつ公正性を高めるため、当局が、報告等を受けたときは、事業者に対し、速やかにその順位等を書面により通知しなければならないと規定している。この点でアメリカ、EU、日本は共通している。制度の透明性・公共性が高まれば、リーニエンシー制度を申請する事業者が協力後の取扱いを予想することもできるから、リーニエンシー制度を利用する者が増えると考えられているのである。

5 リーニエンシー制度の適用要件

ア 違反行為を取りやめていること

違反行為を取りやめることが、アメリカ、EU、日本とも、リーニエンシー制度の適用要件である。この要件を設ける趣旨は、違反行為の中止を条件とすることにより、カルテル自体を崩壊させ、違反行為によりもたらされる損害を最小限にとどめるためのものである。

イ カルテル参加を強要していないこと

カルテル、入札談合などを強要した当事者に対しては、アメリカ、EU、日本とともに、リーニエンシー制度の対象外とするなど、厳しい取り扱いがなされている。カルテル等を強要した者に対して、リーニエンシー制度が適用されれば、社会的な常識に反することになるからである。一方、申請者を厳しく限定すると利用されないという問題がある。このため、アメリカでは、指導者、首謀者の扱いについて、指導者、首謀者が複数いる場合は、いずれの指導者、首謀者にもリーニエンシーが申請できるとしている。ただし、単独の指導者、首謀者だけは、リーニエンシーが拒否される。日本は、違反行為をするよう強要するとあるが、これも単に入札談合の呼びかけを行った事業者であるとか、役員や調整を長く務めたというだけでは足りず、何らかの方法を用いて、他社が入札談合に参加せざるを得ないようにする行為が見られたことを必要とする。EU、日本では、指導者、首謀者という文言表現こそが設けてないが、指導者、首謀者の行為を具体的にして、強要行為という強要者に限定され、事実上、アメリカ、EU、日本では、強要行為に対する扱いは、基本的に同じものである。

ウ 提供した情報の扱い

アメリカでは、リーニエンシーを申請した事業者は違反行為を率直にそして完全に報告しなければならないが、EUは、「調査を開始するに十分な証拠」、ないし、「違反行為を立証するに足りる証拠」が

要求されており、調査開始後においても、著しい付加価値を示す証拠を提供することが要請されている。これに対して、日本では、まず調査開始前に「当該違反行為に係る事実の報告及び資料の提出」した者がリーニエンシー制度の対象とされる。この場合、公取委が求めている内容は、①当該行為が値上げカルテルの場合は参加者、対象地域、引き上げ時期及び幅、入札談合の場合は参加者、対象となる発注者等である。これを見ると、結局のところ要求される情報は、当局が調査を開始するに足りる情報であり、立入検査などを行うに足りる情報であり、その意味では日本もEU等も共通している。

エ 最初の情報提供者であること

アメリカ、EUのリーニエンシー制度が、捜査開始前後を問わず、第1番目の申請者に対してのみ免責・免除という仕組みになっている。日本でも、捜査開始前に、最初の申請者に対する課徴金の全額免除としている。最初の申請者に対する訴追免責および制裁免除など寛大な取扱いをすることは、事業者に他のカルテル参加者に先にカルテルを離脱し、当局に協力するインセンティブを与え、結果的にカルテルの維持を困難にさせることが狙いである。

オ 2番目以降の情報提供者の扱い

アメリカのリーニエンシー制度は、第1番目の申請者のみを適用されているが、EU、日本がアメリカと違って、最初の情報提供者だけでなく、2番目、3番目の申請者に対しても、一定の要件に満たせば、制裁金、課徴金の減額が認められる。これは、当局ができるだけ、より多くの事業者がリーニエンシー制度を利用するようにする目的である。ただし、一番目の申請者と二番目以降の申請者との優遇措置に差を大きく設けており、一番目に申請するインセンティブを高めている。また、2番目以降の申請者にも、ある程度寛容な取扱をすることにより、事件審査のスピードアップを図ろうとしている。

カ 調査開始後の情報提供

アメリカ、EUのリーニエンシー制度では、調査開始後でも、最初に申請した事業者の免責・免除を与えていたのに対し、日本は免責・免除を与えるのは、調査開始前の最初の申請者のみに限られ、調査開始後は、対象とはならない（調査開始後に申請者が合計3者未満の場合に限り、課徴金の30%減額が認められる）。調査開始後において、情報提供者に対するリーニエンシー制度を設けることは、リーニエンシー制度適用の可能性を広げ、広く申告を誘引しようとする目的である。ただし、アメリカの場合、調査開始後の情報提供の場合に、免責するか否かは、当局の裁量が入り込む余地がある。

6 ペナルティ・プラス制度

アメリカのリーニエンシー制度では、申告する機会が十分あったのに申告しなかった事業者に対しては、反トラスト局は罰金額の増額を裁判所に求めることができるというペナルティ・プラス制度を設けているが、EU、日本では、このような制度は設けていない。ペナルティ・プラス制度は、事業者が違反行為を当局に通報しなかったことを悪意要因の1つとして罰金額に反映させることより、違反行為者に申告するインセンティブを促すという目的で設けられている。

7 裁量権の有無

アメリカでは、捜査開始後において、違反行為の性質、申請した企業の役割および申し出の時期を勘案して、刑事訴追免責を付与するかどうかを判断するとしている。つまり、刑事免責が与えられるかどうかは反トラスト当局の裁量に依存することになる。EUの場合は、制裁金の適用率は「30～50%」「20～30%」というように幅があるが、適用される要件を具体的に定めることにより裁量の入り込む余地をできるだけ小さくしている。日本においては、減免制度の運用にあたっては、当局が裁量を有することはない。ただし、情報提供者が当局の調査に全面的、継続的に協力したかどうか、あるいは、他の事業者に違反行為を強要する場合において、違反行為への不参加または離脱に対する報復措置は、強要といえるのか、また、事実関係についての多少のズレがある場合に、虚偽の報告といえるのか等については、裁量が働くのは避けられない。前記のアメリカの1978年初期のリーニエンシー制度およびEUの1996年告示の問題点をみると、裁量性が存在しているため、申請者のインセンティブが影響され、あまり機能していなかった。したがって、リーニエンシー制度は、裁量が働く余地を極力狭め透明性、公平性が確保されることが重要となる。

8 制裁措置の強化

アメリカでは、個人に対する10年以下の禁固刑、100万ドル以下の罰金刑を科す、事業者に対する1億ドルの罰金という厳しい制裁措置である。それに対して日本は、個人に対する3年以下の懲役、500万円の罰金、事業者に対する5億円以下の罰金という制裁措置である。アメリカでは事業者に対する罰金額は日本の約20倍になっており、その厳しさが窺われる。EUは、事業者の年間売上高の最高10%の制裁金を課すという、事業者にとって、倒産に追い込まれるほど重い制裁である。日本は、2005年の独占禁止法改正により、課徴金の一定率が10%に引き上げられたが、これとアメリカ、EUに比べて、なお低い水準である。制裁措置を厳しくすることは、違反行為への抑止効果があるだけではなく、リーニエンシー制度を利用するインセンティブを促す効果もある。リーニエンシー制度を申請して、免責、免除を受けるか、あるいは、莫大な罰金、制裁金および個人への実刑などの処罰を受けるかは、事業者としての選択である。通常は、摘発された場合の重い制裁など莫大なリスクを勘案して、リーニエンシー制度の適用を申請している。

おわりに

最近、アメリカ、EUにおけるリーニエンシー制度は、これまでより大きな成果をあげるようになってきた背景には、カルテル、入札談合に対する厳罰化が進んでいるという事情がある。懲役刑および企業には膨大の罰金が科されるということを考えれば、関係者が当局に協力するインセンティブはかなり大きくなる。このように、効果的なリーニエンシー制度と厳罰化は、カルテル情報を最初に提供する者への強力な「飴と鞭」になるのである。

注

- 注 1 <http://www.econ.jhu.edu/People/Harrington/amnesty7-05.pdf>、Optimal Corporate Leniency Programs. 参照。
- 注 2 中藤力「米国反トラスト法におけるリーニエンシー制度の現状と日本への導入の検討」、公正取引、617号、2002年、2頁。
- 注 3 中藤・前掲注2、参照。
- 注 4 CORPORATE LENIENCY IN THE AGE OF INTERNATIONAL ARTELS:THE AMERICAN EXPERIENCE, By Donald C. Klawiter。
- 注 5 中藤・前掲注2、3頁。
- 注 6 塚田益徳「海外におけるリーニエンシー制度の導入状況（下）」、国際商事法務、VOL.30、NO.12、2002年、1646頁。
- 注 7 中藤・前掲注2、8頁。
- 注 8 <http://www.usdoj.gov/atr/public/guidelines/lencorp.htm>、Corporate Leniency policy. 参照。
- 注 9 <http://www.lectlaw.com/files/antl0.htm>、Justice Dept's Anti-Trust Corporate Leniency Policy. 参照。
- 注 10 泉水文雄「米国反トラスト法におけるリーニエンシー制度および量刑ガイドラインについて」、独占禁止法研究会措置体系見直し検討部会（第2回）議事概要、2002年12月。
- 注 11 泉水文雄「米国反トラスト法における刑罰減免制度」、公正取引、629号、2003年、36頁。
- 注 12 泉水・前掲注11、36頁。
- 注 13 佐藤潤「米国における反トラスト法違反行為に対するリーニエンシー制度について」、国際商事法務、VOL.31、NO.6、2003年、760頁。
- 注 14 泉水・前掲注10参照。

- 注 15 佐藤・前掲 13、760 頁。
- 注 16 Submission of the United States、Department of Justice、COMPETITION POLICY AND DEREGULATION WORKSHOP、Shenzhen、People's Republic of China 2001。
- 注 17 佐藤・前掲 13、760 頁。
- 注 18 佐藤・前掲 13、760 頁。
- 注 19 2004 年 6 月に改正。<http://home.att.ne.jp/omega/nagasawa/clipping2004.htm> 参照。
- 注 20 泉水・前掲注 10 参照。
- 注 21 泉水・前掲注 11、37 頁。
- 注 22 佐藤・前掲注 13、761 頁。
- 注 23 佐藤・前掲注 13、761 頁。
- 注 24 佐藤・前掲注 13、761 頁。
- 注 25 Scott D. Hammond Director of Criminal Enforcement Antitrust Division U.S. Department of Justice、CORNERSTONES OF AN EFFECTIVE LENIENCY PROGRAM、ICN Workshop on Leniency Programs Sydney、Australia <http://www.usdoj.gov/atr/public/speeches/206611.pdf>。
- 注 26 Scott D. Hammond Director・前掲注 25 参照、佐藤・前掲注 13、764 頁。
- 注 27 Scott D. Hammond Director・前掲注 25 参照。
- 注 28 佐藤・前掲注 13、759 頁。
- 注 29 泉水・前掲注 10、参照。
- 注 30 <http://www.usdoj.gov/atr/public/guidelines/lenind.htm>、Leniency policy for Individuals. 参照。
- 注 31 鈴木満「入札談合の研究（第 2 版）」、信山社、2004 年、354 頁。
- 注 32 佐藤・前掲注 13、757 頁。
- 注 33 佐藤・前掲注 13、758 頁。
- 注 34 高橋岩和「E U 競争法における制裁金及びドイツ G W B における過料の減免制度」、独占禁止研究会措置体系見直し検討部会、2002 年。
- 注 35 http://europa.eu.int/comm/competition/antitrust/legislation/96c207_en.html、参照。
- 注 36 楠茂樹「E U 競争法における欧州委員会への協力事業者に対する制裁の減免措置について」、公正取引、617 号、2002 年、15 頁。
- 注 37 塚田益徳「海外におけるリーニエンシー制度の導入状況（下）」、国際商事法務、V OL.31、NO.1、2003 年、24 頁。
- 注 38 楠・前掲注 36、13 頁。
- 注 39 塚田・前掲注 37、24 頁。
- 注 40 楠・前掲注 36、17 頁。
- 注 41 塚田・前掲注 37、24 頁。
- 注 42 楠・前掲注 36、17 頁。
- 注 43 塚田・前掲注 37、24 頁。
- 注 44 <http://europa.eu.int/comm/competition/antitrust/leniency>、参照。
- 注 45 付加価値とは、提出された証拠の性質および詳細さの程度により、欧州委員会による当該事実の立証能力の強化に貢献する程度をいう。欧州委員会は、その程度の評価にあたっては、一般的に、当該事実に関連する期間において作成された書面による証拠の方が、後になって作成された文書よりも、高い価値をもつと考えることになる。同様に、一般的に、当該事実に直接関連する証拠は、間接的にのみ関連する証拠よりも、高い価値を有すると考えられることとなる。
- 注 46 高橋岩和「E U 競争法における制裁金及びドイツ G W B における過料の減免制度の目的と機能」、公正取引、629 号、2003 年、44 頁。
- 注 47 リーニエンシー制度導入の趣旨、目的などについては、独占禁止法研究会「独占禁止法研究会報

告書」に参照。

注 48 公取委公式ホームページに参照。<http://www.jftc.go.jp/kaisei/kaisei.html>

注 49 「強要」の解釈について、雨宮慶「課徴金減免制度（日本版リーニエンシー制度）の導入」に参照、
ジュリスト、1294号、2005年、24頁。

注 50 公取委公式ホームページに参照。前掲注 48。

注 51 公取委公式ホームページに参照、前掲注 48。

注 52 岸井大太郎「課徴金制度の強化—平成17年改正の意義と評価」、日本経済法学会年報第26号、40頁。

注 53 独占禁止法研究会「独占禁止法研究会報告書」、2003年。